

住宅性能表示制度業務方針

法令遵守・倫理維持

業務遂行の全てにおいてコンプライアンス維持を最優先事項とする。
評価基準の解釈・運用にあたっては、関係法令・基準等（建築基準法・消防法・新旧省エネルギー基準・JASS5・長寿社会対応住宅設計指針）・評価機関等連絡協議会（評価協）を参考とし、必要に応じて国土交通省への問い合わせを行い、社内協議の上、決定する。

公正・平等

業務の遂行にあたり、建築物等に係わる人の属性等（人種・宗教・特定の企業など）による差別はしない。また、審査・検査の結果について、特定の個人・企業を優遇することなく第三者機関として中立の立場を維持する。

顧客への説明

当社の対応について、解釈・判断・理由を十分に説明し、理解を得るための努力を怠らない。内部規定事項等についても内容の説明を要する。

個人情報等の守秘義務

建築主・申請者等の個人情報に関する守秘義務を徹底する。但し、監督官庁等の査察・調査、警察等の捜査への協力を要する場合は必要な情報の提供を行うものとする。

リスク管理

当社の登録住宅性能検査機関としての登録要件に疑義が生じた場合には、速やかに監督官庁に報告するとともに、顧客に対して情報を公開しリスクの拡散を防ぐ。
当社で発行した評価書等に疑義が生じた場合には、速やかに当該顧客に通知しリスクを最小化するとともに、監督官庁などに連絡する。また、再発防止の措置を講じるまで同様のリスクのある新規業務の引受を停止する。